

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

- 1 文教厚生委員会の委員定数を一〇人（現行一人）とし、産業委員会の委員定数を九人（現行一人）とし、県土整備委員会の委員定数を九人（現行一〇人）とすることとした。（第二条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。